

第3期 東京都男女平等参画審議会

第7回総会 議事録

1 日 時

平成18年12月22日(金) 午後6時から7時まで

2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

3 会議次第

(1) 答申(案)について

(2) 答申

(3) その他

4 出席委員(50音順)

荒木葉子委員、有手勉委員(会長代理)、大沢真知子委員、古賀俊昭委員、
後藤憲子委員、庄司洋子委員、高橋重郷委員、高橋史朗委員、武石恵美子委員、
野上純子委員、馬場裕子委員、福沢恵子委員、福原義春会長、藤井静男委員、
茂木洋委員、山田昌弘委員、芳野友子委員、渡辺幸子委員

5 配布資料

男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について 答申(案)

6 議事録

午後6時00分開会

産形参事 大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、また夜間にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第7回総会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。ご出席予定の委員の方は18名でございますが、現在15名出席されております。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、進行は福原会長をお願いいたします。

福原会長 皆さん、こんばんは。いつも夜になりまして、ご苦労様でございます。

座ったままで失礼いたしますが、議事に入らせていただきます。

お手元の会議次第に沿って進めてまいります。本日の議事は、今年の5月に知事から諮問されました「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の答申（案）について、でございます。答申（案）についてご審議、ご確認をいただいて、決定の上、答申をする予定であります。この答申（案）の取りまとめに当たりましては、前回も申し上げたとおり、起草委員会の委員の皆様方に大変集中的なご苦労をおかけいたしましたので、再びこの場を借りまして厚くお礼を申し上げたいと存じます。

まず初めに、中間のまとめ以降、現在の答申（案）に至るまでの経過と中間のまとめからの変更点について、事務局から報告をしていただきます。

産形参事 それでは、まず初めに、中間のまとめ以降、答申（案）に至るまでの経過を説明させていただきます。

10月24日の第5回総会におきまして中間のまとめをご決定いただき、10月25日から11月7日まで都民意見の募集を行いました。その後、11月24日の第6回総会におきまして、都民意見の募集結果も踏まえて答申に向けた検討を行いました。12月5日に第5回起草委員会を開催いたしまして、第5回、第6回総会での各委員の皆様のご意見や都民の皆様のご

意見などをもとに答申（案）の起草を行いました。起草委員会の場だけでなくメール交換なども含めまして、おまとめいただきましたのが、お手元でございます答申（案）でございます。経過の報告は以上でございます。

続きまして、中間のまとめからの変更点について説明させていただきます。

お手元の答申（案）の2ページをお開きください。中間のまとめ以降、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）など新しいデータが発表されたものにつきまして、最新の数値に修正してございます。

「（2）女性の参画の状況」の丸二つ目でございますけれども、人間開発指数やジェンダー・エンパワーメント指数の数値が11月に発表されておりますので、最新のデータに合わせて記述を更新しております。

また、その下の「（3）急速に進む少子・高齢化」につきましても、人口動態統計の確定値が出ましたので、最新のデータに合わせて記述を修正しております。

次に、右側の3ページをご覧ください。一番下の丸の部分ですけれども、従前「個々の働く者」というような記載でございましたけれども、「男女を問わずすべての人々」に変更いたしましたので、雇用者とならない働き方、生き方をしている人々にも概念を広げてございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。一番下の脚注の部分に「ワークライフバランス」の定義を加えております。

次に、「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」についてでございます。飛びまして9ページをお開きください。9ページから12ページにわたりますので、「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」がございましてけれども、この部分につきましては、ご意見として、背景を書き込むべきである、「多様な」という言葉は非正規の現状を認めてしまうことになる場合もある、言葉の意味を十分に伝えるべきであるなどのご意見がございまして、パートタイム労働者などについて、正社員との均衡処遇を図ることが多様な働き方を定着させるための前提であることや、能力開発の拡充の必要性などについて、内容の追加・修正を行ってございます。

続きまして、11ページをご覧ください。下の脚注に「短時間正社員制度」についての説明を加えております。

次の12ページでございますが、上から二つ目の丸ですけれども、「一律に」という表現

について、一律にでなければパート・派遣労働者の労働条件が低くてもよいように読み方によっては誤解を受けるというご意見がございましたので、表現を追加・修正してございます。

次に右側の13ページでございますが、「起業家・自営業者への支援」の丸一つ目ですけれども、商店などが地域で果たしている役割について盛り込むべきであるというご意見を踏まえ、丸一つ目のところに記載を追加しております。

17ページに飛びますが、この丸三つ目についても、先ほどと同様の趣旨で記載を追加してございます。

恐縮ですが、15ページにお戻りいただきます。「女性のチャレンジ支援」です。下から二つ目になりますけれども、女性のチャレンジ支援については年齢制限の問題がある、その点を記載するべきであるというご意見がございまして、記載を追加してございます。

続きまして、飛びますが27ページになります。「人権が尊重される社会の形成」でございます。ここでは、2行目ですけれども、「性別、国籍、病気や障害など」となっておりますけれども、「年齢」も入れるべきであるというご意見、また、次の段落のところでございますけれども、売買春などについても触れる必要があるというご意見がございましたので、記載を追加してございます。

次に、35ページをご覧ください。中間のまとめでは事項名が「生涯を通じた健康支援」となっておりますけれども、「生涯を通じた男女の健康支援」にするべきであるというご意見を踏まえまして、そのような事項名に変更してございます。

また、同じページの一番下の丸でございますけれども、短時間労働と長時間労働に働き方が二極分化している、健康を害してまでも働く現状があるというご意見がございまして、その内容の記載を追加してございます。

続きまして、37ページをご覧ください。「都に求める取組の方向」の丸の五つ目でございます。がん検診に子宮がんも加えるべきであるということで、乳がんに子宮がんも加えて記載を追加してございます。

続きまして、40ページをお開きください。「男女平等参画を推進する社会づくり」でございます。ここでは、3行目以下ですけれども、男女、婚姻、子の有無、雇用形態、年代など各カテゴリー間における平等が大事なことである、それぞれの多様性を受容し、助け合うことが重要であるというご意見を踏まえまして、記載を追加しております。

右側の41ページの脚注についてでございますけれども、国の計画の引用部分についての説明を加えてございます。

続きまして、48ページをお開きください。「国への提言」でございます。これにつきましては、ご意見として、夫婦の働き方、本人の働き方も多様化している。社会保障、社会福祉のあり方も公平なように考えるべきである。また、多様な働き方を望ましい形で推進するためには、社会保険の問題など社会の仕組みも変えていくべきである。また、多様な働き方を進めるに当たっては、社会保障、雇用保障制度の改正が必要という表現も入れるべきなど多くのご意見がございました。これらのご意見を踏まえまして、「国への提言」としてまとめてございます。「本答申に示した男女平等参画社会に向けた取組をより実効性のあるものとするためには、法制度面の見直しなど、国における取組が重要である」としておりまして、丸一つ目でございますけれども、「ワークライフバランスの考え方を基本理念として、多様な選択を可能とする仕組みづくりに向け、企業の取組の促進や関係法令の整備など、総合的な政策を積極的に進めること」。また、二つ目の丸でございますけれども、「働き方の違いによって不利益が生じないように、正社員との均衡処遇の確保や、正社員と正社員以外との転換制度の確立など、労働法制や社会保障制度について早急に見直しを図ること」を提言しております。

最後になりますが、巻末の参考資料に、「中間のまとめに対する都民意見募集結果」を加えました。ここでは、都民の皆様からお寄せいただきました意見の概要及びそれに対する審議会の考え方を載せてございます。なお、事務局におきまして国語的な文言整理を行わせていただいております。

雑駁ではございますが、中間のまとめからの変更点についての説明は以上でございます。

福原会長 ご苦労さまでございました。中間のまとめを皆様にお配りして、そして皆様から一人ひとりご意見をちょうだいして、それをできるだけ修正案に盛り込んだのが現在の案でございます。その間、いろいろ短期間の間に返事をいただく等をお願いを申し上げたわけですが、皆様、惜しみないご協力をいただきましたのでこのようにまとまってきたわけでありまして、ありがとうございます。改めてお礼を申し上げたいと存じます。

この答申（案）につきまして、ご意見、ご質問があればお聞かせいただきたいと思います。何かお気づきのことがあったらお聞かせいただきたいと思います。特にご意見ございませ

んでしょうか。

それでは、答申した後でも皆様の意見を交換する時間がございますので、そのときに今回のお仕事についてのご感想等も含めて、あるいは、今後のあり方についてのご意見をいただきたいと思います。もし特段のご意見がございませんようでしたら、「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」、この答案(案)を正式に答申としてご決定いただき、そして提出をしたいと思っておりますが、それによろしくお願いいたしますか。いかがでございますか。よろしくご存じますか。

(「異議なし」の声あり)

福原会長 ありがとうございます。それでは、皆様、ご賛同のようでございますので、お手元にお配りした答申(案)の(案)を取っていただいて、東京都男女平等参画審議会の答申として決定をさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、この「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の答申を副知事に提出をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(答申手交)

福原会長 それでは、副知事からご挨拶をいただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

関谷副知事 東京都副知事の関谷でございます。ただいま福原会長より男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方につきまして答申をいただきました。

委員の皆様には、お忙しい中、本年5月から約8か月の長きにわたりまして熱心にご議論いただきまして、心より御礼を申し上げます。

答申にもございますように、少子・高齢化が急速に進展する中で、男女がともに満足感、安心感を得て、生きがいのある充実した生活を送ることができるようにするためには、男女がその個性と能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める必要がございます。こうした基本的な理念につきましては、実は本日、東京都のこれから10か年の展望を示すということで、「10年後の東京」というものをまとめまして発表させていただいております。その中でも、男女を問わず、また障害者の方、高齢者の方、それぞれがその個性と能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な

社会をつくっていかうということで、一定の展望を示させていただいておりますけれども、このような男女平等参画社会の実現に向けて、積極的に推進すべき施策の方向性につきまして、多くの貴重なご意見をいただきました。

今後、東京都といたしましては、本日の答申も踏まえて行動計画を改定し、本日発表しました「10年後の東京」の展望も踏まえて、男女平等参画施策をより積極的に推進してまいり所存でございます。委員の皆様のごこれまでのご尽力に重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き都政に関する課題につきましてもお力添えを賜りますよう、改めてお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

福原会長 ありがとうございます。副知事は、これから次の予定が迫っているということでございますので、ここでご退席になるということをお伺いしております。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

(関谷副知事退室)

福原会長 それでは、引き続きまして意見交換に入りたいと思います。今のご挨拶の中にもありましたように、皆様には8か月にわたってご検討いただきまして、その間、作業もずいぶん膨大なものでございました。それを、このようにまとめさせていただいたわけですが、これから先、この答申を踏まえて都が行動計画を改定することになります。そのことも含めて、委員の立場として皆様が今後、都に期待をすることなどがございましたら、この際、ぜひお聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

どなたか、ご感想を含めて、あるいは希望等も含めてお話をいただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。今日は、ご出席いただいている委員の人数も少なめでございますが、その分、どうぞ活発にご意見、あるいはご感想をいただければと思っております。

茂木委員 5ページのところで、「行政の役割と連携の重要性」という事項がありまして、その一番下に「地域での取組」についての記述がございます。従来、企業の役割ということとは非常に個別具体的にいろいろ出てくるわけですが、今回の報告書の中では、地域ということが大分出てまいります。その点で、まだまだ地域というのが比較的抽象的な概念という感じがいたしますので、ここに書いてあるとおり、区市町村と都との連携とか、あと、地域の中にある各セクターとの連携といいますが、この辺りが今後、行動計画をつくっていく上ではかなり重要になってくると思っております。この辺もぜひ重点的に取り組んで

いただければありがたいと思っております。以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。地域との連携等につきましては、もともと茂木委員がご発言になったものを文章化したものでありまして、この答申の範囲では余り具体的なことは書き込むべきではないというふうなことがございまして、答申ではこの程度にとどめているわけです。今、茂木委員のお話のように、もう少しブレイクダウンしたものといたしますが、あるいは、もう少し具体化したものを行動計画ではつくり上げていかなければいけないということだと思しますので、事務局はよろしく願います。よろしいですか。

産形参事 はい。

福原会長 ほかにどうぞ。

高橋（重）委員 今回この中には「ワークライフバランスの推進」という非常に貴重な重要な概念が盛り込まれました。これは非常に素晴らしいことだと考えています。また、なかなか苦勞されて書かれたところだと思います。しかしながら、「ワークライフバランスの推進」というのは、言葉としては綺麗なのですが、先ほどと同じように、これを実際に制度化する、計画化するというのは、非常に抽象的な概念であるがゆえに難しい部分があると思います。ですから、この基本的な考え方をうまく実際の行動計画にブレイクダウンして検討していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。ワークライフバランスについても、抽象的な概念から具体的な行動計画に落とし込むときに、どのように表現する、あるいはどのように実行に移すことができるようなことにできるかということだと思いますので、どうぞよろしく願います。よろしいですか。

産形参事 はい。

福原会長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

山田先生、特にこの計画について皆様ご異存なかったので、決定して副知事にお渡ししましたので、どうぞご感想なり、あるいは今後の行動計画につなげるときの希望なりを今伺っているところです。どうぞご参加ください。

山田委員 ありがとうございます。

福原会長 いかがでしょうか。

今の高橋委員のご発言にあったようにワークライフバランスという概念は、抽象的でわ

かりにくいので、抽象的な概念にはイギリス貿易産業省の定義を使わせていただいて、一応この上に乗って物事を考える。さらに、具体的に行動計画のほうで定義するということになろうと思います。ほかにいかがでしょうか。

今回、皆様のおかげで非常に事細かに書き込んである答申ができておりますので、答申としてはこれで余り文句がつけられないようなものになっているのではないかと私は思うのですが、おっしゃるとおり、これを行動計画に移すときにどのように展開できるのか、あるいは、どのように表現できるのかということが残っているわけでして、これは事務局にお願いいたします。実は8か月、この委員会で皆様にお務めをいただきまして、このように答申ができたので、これで私たちはお役御免かと思っておりましたら、任期は2年だそうで、これから先も、時には行動計画等をつくる時に皆様にご意見をいただいたり、それから、事務局の方で困ったときに、ここはどうしたらいいかなどのご相談があるということをお伺いしておりますので、今日でおしまいということでもないのですが、とりあえず今日の時点で何でも思いつかれることをおっしゃっていただければ、次のことにつなげられるのではないかと思います。いかがでございますでしょうか。産形さん、私の言っているとおりで間違っていないですか。

産形参事 間違っておりません。

福原会長 私は、今日でおしまい、ありがとうございますと言ったら、そうはいかないんだということをおっしゃったので仰天しました。

馬場委員、どうぞ。

馬場委員 ありがとうございます。私も、行動計画は大切だと思っておりますし、実効性あるものと思っておりますが、先ほど副知事からお話があった「10年後の東京」が今日配られたのでざっと目を通したのですが、この中で私が気がついたところでは触れられているのは2行ぐらいですね。「少子高齢社会の中でも活力のある都市・東京」という項目の中に、東京の活力を維持していくためには、女性や高齢者などの就業促進が求められる。そのため子育てと仕事の両立支援など子育てしやすい環境の整備、などの課題への対応が必要となる、と触れているのですが、この「対応が必要となる」という表記だけで、あとは特段触れていないということは、うがった見方をすると、10年後は行動計画が実現したことでもうある意味平等が実現をしていて、女性の地位がこの東京ではかなり上がっているということなのかと思ひまして、そのようにできるのだったらいいの

だけれどもと感想を持ちました。

こうしたところで、東京オリンピックへ向けて10年後の東京を今つくっていかうとして
いるわけですが、この中での取扱いがこのぐらいで、今回の答申も含めて、これからの行
動計画が本当に10年後に実現して、もうそんな心配がなくなるように実現すると受けとめ
ていいのかなと。ストレートに言わないですみません。何かちょっと皮肉っぽくなってし
まって申し訳ないのですが、そのように思いました。その点について、今後の取組等を含
めて、これでいいのだろうかとは実は思ったものですから一言申し上げました。

福原会長 ありがとうございます。もしかしたら、私はこれに対してお答えする権限も
責任もないので、後で渡辺局長に一言いただけると幸いです。私の認識としては、
10年後の青写真というのは昨日の新聞あたりで初めて知ったものでして、実はこの審議会
でやっていることと、10年後の青写真をつくっているというのは並行に、全く関係なく起
きているので、そういうことになっていると思うのです。こちらの方は、それにかかわら
ず、ステディに毎年、刺身状に行動計画を実践していくことになると思うので、おっしゃ
るとおり、ひょっとしたら10年後にはもう実現しているのかもしれないし、また、実現し
ていなければ、途中でこれは大変だということになって、何かの促進プランをつくらなけ
ればいけないというような状況になってくると思うのです。そのときは議会でもたよろし
くお願いいたします。局長、私の今の説明で何かつけ加えることはありませんでしょうか。

渡辺局長 行動計画をこれからつくっていきますので、馬場先生のご意見は、しっかり
した立派な行動計画をつくれという激励のお言葉ということで受けとめさせていただきます
。

福原会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

荒木委員 医療の分野で意見を言わせていただきまして、たくさんの文言を中に入れて
いただきまして大変ありがたく思っております。一つは、今からの10年後は恐らく年をと
った女性だらけの社会になると思っております。もともと寿命が長いですし、例えば温泉
に行っても、旅行に行っても、山登りに行っても、どこに行っても見かけるのは中高年女
性であると思うので、今から中高年女性の人たちの能力を開発し、最高の能力で社会に貢
献していただかないと日本はもうもたない時代に入っていると思います。

そしてもう一つは、この間、自治医大の公衆衛生学教室から出た日本の文献でございま
すけれども、40歳未満で閉経を迎えた女性は 2.2倍死にやすいとのこと。今、私が診

ている事業所でも、若い方々、独身で非常にハードワークをしている女性たちの月経障害、あるいは早期閉経が大変目立ってきております。ですから、リプロダクティブな意味でも女性ホルモンをしっかり維持するような働き方をしないと、非常に老いやすい、病気をたくさんもっている女性を生み出していくということになります。ですから、やはり女性の健康を守りながら最大の能力を発揮するということが極めて大事ですし、一方では、一番最初に申し上げたように、男性が1.5倍早死にするというリスクの多い働き方自体も改善していかないと、やはり活力ある東京というのは実現不可能だと思っております。

先ほどワークライフバランスのお話がありましたが、私は、最も大事なものは時間管理だというふうに認識しております。短期的な時間管理、つまり労働時間と家庭に費やす時間、それから何年働くかという長期的な時間軸、これが長寿化を迎えまして、今までの60歳定年ではなく、70歳あるいは80歳までどのようにして働き、社会に貢献すれば、この世の中が維持できるのかということで、時間軸に対する考え方、例えば10年契約として就業を維持・更新していくというような、10年たてば企業も変わりますね。能力も変わります。ですから、そういった今までの終身雇用制ではなくて、もう少し短期軸を含めた雇用制度なり契約、あるいは年金、税制、そういったものを考えていかないと、リプロダクティブ・ヘルスとちょうど働くのがマッチしてしまう女性たちにとっては、非常に厳しい雇用条件になりますし、そのときに能力をある意味出し切った男性たちがバタバタと過労とかメンタルヘルスで倒れていくということになりますので、何か新しい時間軸を考えた契約法なり制度なりが今後、日本では必要になってくるのではないかとこのように考えております。

福原会長 ありがとうございます。大変重要なご示唆をいただいたと思います。今お話の時間軸に沿った労働管理ということでありまして、これはまた、ワークライフバランスとも密接に関係がありますし、メンタルヘルスの管理ということとも密接な関係がありますし、非常に重要なご意見だと思います。

またもう一つは、ここでも若干問題になりました正社員とは何かという問題とも関わってくるわけですので、これは今日現在、割り切ることはなかなか難しいのですが、2年後、3年後にはこの問題を正面から取り上げなければいけないのではないかとこのように私自身の認識では考えておりますので、またそのときにこの議論を蒸し返さなくて済むように、この場で記憶しておきたいと思っております。ありがとうございました。

山田委員、何かございますか。

山田委員 遅れて参りましてどうも申し訳ございませんでした。2点ありまして、1点は用意してきたものですが、1点は今の荒木委員に触発されて私も一言述べさせていただきたいのは、先日、お医者さんの報告を聞きまして、特に日本の若い男性の生殖機能がどうも落ちているというお話を聞きまして、原因はもちろん不明なのですが、もし日本の男性、特に若くて中核的な働き方をしている男性の労働時間と過労等が影響しているのだら、これも女性だけではなくて、多分、男性に関しても適切なワークライフバランスというものが必要とされている一つの示唆なのではないかと思っております。

あと、今日用意してまいりましたのは、もしかしたらもうどなたかおっしゃっているのかもしれませんが、多分、ワークライフバランスという言葉に象徴されるように、もう男女平等参画の行動計画自体が一つの局等にとどまらず、課題がいろいろ複雑になって広がってきているということで、ぜひ縦割りではなくて、経済関係、労働関係、さらに生殖関係、衛生関係、教育関係などありますけれども、連携した形でぜひ推進いただくようお願い申し上げる次第でございます。

福原会長 ありがとうございます。これもまた重要なご意見をいただきましてありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

高橋(史)委員 2点、意見を申し上げたいと思いますけれども、1点は、このたび成立しました改正教育基本法の視点でございますが、これは政府案も民主党案も共通点がございまして、一つは、皆さん、ご承知のとおり、家庭教育という条文が入っております。その中に、教育の第一義的な責任は保護者にあるということが明記されたわけであります。これは、都民の意見の概要の61ページに「子育てに対する支援」についての意見がございまして。この審議会でも、私、何度かこの点は指摘をしたつもりでございますが、上から2番目に、「『保育』はサービスというより、乳幼児の教育である。『保育サービス』ではなく『保育』と呼ぶべきである。」と、こういうことが書いてございます。私はこれは基本ではないかと思っております、サービスといたしますと、それはお客様に向けられているわけですが、親はお客様ではなくて教育の主体だと。つまり、教育の第一義的責任をもっているのだということ。そういう主体者としての意識を促すような配慮というものにはぜひ東京都にも求めたいと思っております、例えば、いじめについてマスコミがいろいろ取り上げました。マスコミは学校が悪い、教師が悪い、教育委員会が悪いと責任転嫁をすれば視聴率が上がるわけです。ところが、読売新聞社の全国世論調査を見ます

と、いじめの背景の第1位は、親が社会のルールを教えていない、とこう世間は見てい
るわけですね。つまり、もう少し家庭の問題をきちんと総括する必要があるのではないかと
思っております、子どもと触れ合うことによって親心の育ちを促すという視点をぜひ配
慮していただきたいと感じております。

このことは、今の「放課後子どもプラン」、これからいろいろと議論になるのだろうと
思いますけれども、新聞報道によりますと、厚生労働省は預かり教育の延長線上に考えて
いるような点が見られますし、文部科学省は退職校長の就職先として考えているような節
も見られるわけではありますが、しかし、そういうことではなくて、単に子どもを預かる
ということではなくて、親と子の交流を深めるような、もっと積極的な場として、親として
の学びを深めるような場としてもっと積極的に捉え直す必要があるのではないかと考えて
おります。そういう意味で、ぜひ親としての学び、あるいは親心の育ちを促すという、主
体者としての親の自覚を促すような、そういう配慮をぜひお願いしたいということ要望
として申し上げたいと思います。

福原会長 これは起草途中でも高橋委員からご意見が出たところでありますが、保護者、
特に今度の改正教育基本法との関連で、保護者、親の観点というのをもう少し強調すべき
ではないかということだと思います。これもまたいろいろな場面で行動計画にも影響して
くる事柄だと思いますので、記憶させていただきたいと思います。ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。

大沢委員 起草委員としてこの答申(案)の作成に関わりましたので、一言補足をいた
します。ワークライフバランスについて、今回新しい記載があったと思いますが、このワ
ークライフバランスというのは、私たちの意図としては、正社員の働き方の見直しという
ことを前提として考えております。ですから、そこが男性も女性も、独身の女性もいろい
ろなメンタルヘルスを抱えているということですし、それから男性もいろいろな問題を抱
えているという背景に、やはり働き方が画一的であって、実は多様な働き方の選択肢が正
社員の中にないのではないかということから、そこをもう少しまず見直していくことで多
様な生き方、働き方を認めていく社会になるのではないかということが一つのポイントで
あるということをお願いしたいと思います。

福原会長 起草委員の方々には、大沢委員ばかりではなくて、皆さん、本当にご苦労を
おかけしましてありがとうございました。今のご意見というのは文章の中にも考え方とし

て入っているわけですが、今後さらに正社員の働き方との関連において研究していく必要があるということですね。

大沢委員 はい。そのために国の制度を見直すことが必要であるということで国への提言になっております。

福原会長 ありがとうございます。庄司委員、どうぞ。

庄司委員 今回の答申に至るまでにいろいろな議論がありまして、私、大変勉強になりました。そのほかに1点、今、高橋委員が「保育サービス」という言葉について少し疑問を持っていらっしゃるというのを伺いました。これはよくあちこちで議論になるのですが、恐らくここでいう「保育サービス」というのは、「介護サービス」というのも使われていますように、「サービス」というカタカナ語の使い方は社会福祉の分野では極めて定着しているものです。いわゆる「ヒューマンサービス」とか「ソーシャルサービス」という言葉にあたるもので、例えば「金銭給付」に対する「サービス給付」という形で使われているものでして、決してお客さん相手の商品という意味ではありません。それから、日本語では奉仕というような意味で使われるということもあって、そちらのほうが日本国民の間には流布してきたと思うのですけれども、この辺は学問分野の違いもあるのかなという感じがしまして、こういう言葉の使い方はやはり誤解のないように使わなければいけないので、今後少し議論の余地を残しているかなというふうに思いました。

私、それとは別に、今回、ワークライフバランスとか、多様な働き方というところが出されまして、加えて、2007年問題といえますか、団塊世代の大量退職のことが何回かここに触れられていますので、大変興味を持っています。特に、先ほどおっしゃられた10年後を考えてみるときに、ここがどうなっているかというのはなかなか重要なポイントではないかと思うのです。それで、女性の高齢期が健康で迎えられるかどうか、これは非常に重要なのですが、もう一つは、団塊世代論というのは基本的には団塊世代の女性のことは余り話題になっていなくて、団塊世代の男性がいつも話題になっているわけですね。それを、この審議会の課題に即して言えば、2007年問題とは、まさに性別分業社会を最も支えてきた男性たちの退職だと言えるのではないかと私は思っています。ですから、こういう方たちが大量退職したときに、どのように地域に入っていくかというのが問題があります。要するに、女性の側は団塊世代論が成り立たないくらいならかに向老期、高齢期に入って、そこにいくまでに生活者としての知恵や力を結構蓄えてきたという面があるのですけれど

も、男性が急に全く違った世界に参入するとき何が起こるかというのはすごく重要なことだと私は思っています。要するに、会社人間がそのまま丸ごと地域人間になっていくような話をよく聞きます。そして、その地域でのいろいろな活動の中にコンフリクトが起きている。つまり、男性が今まで会社でがんばってきたそのスタイルで、女性に教えてくれるのだけれど、女性たちは、教えてくれるのではなくて一緒にやりましょうと思っている、そういう議論はしょっちゅう聞くことですので、10年後を見越すときには、その辺りも一つのポイントとして考えていかなければいけないのではないかと。私自身そういう年代に入りましたので、しみじみそう思います。私のように、女性でもずっと働き続けて定年を迎える場合には、またそれも一つの自分自身の課題だというふうに思いますので、そのことに強く関心を持ちました。以上です。長くなってすみません。

福原会長 先ほどの10年後の話になりますと、10年後には会社人間である人が同時に地域人間であって、それで退職するという構図になるかもしれないですね。また、そのようになることを願うものですから、10年後にはその問題というのは解消に向かうと私個人は考えますけれども、今、「サービス」の定義と伺いますが、「サービス」という言葉の持っている意味についてご意見がありました。高橋委員からお話があると思います。よろしくをお願いします。

高橋(史)委員 この問題は、福祉の視点だけではいけないわけですね。多分、私が教育ということを専門にしているということがこの議論の背景にあるかと思うのですが、要するに子育て支援というときに、何を支援することが子育て支援になるのかという問題ですね。私は、基本的には教育者としての親を支援する、このことを何度も申し上げてきたと思うのですけれども、つまり子どもが育っていく、子育てを通して親心が育っていくということを支援していくということが一番大事な本質ではないかと思っております、もちろんサービスそのものを否定しているのではなくて、福祉と教育とは視点が違うところがあって、親の学習、つまり今度の改正教育基本法では、国と地方公共団体が保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるように努めなければならないと。これは単なるサービスではなくて、保護者そのものが育っていく、親育ちを促すような、そういう学習の機会及び情報の提供ということを含んでおりますので、その点を配慮いただきたいという趣旨でございます。

福原会長 ありがとうございます。この答申というのは一般の方がお読みになるので、

福祉の世界だけの人がわかるとか、教育の世界だけの人がわかるとかというものでは本当はいけないので、一般の人にわかりやすい表現でなければいけなかったわけですし、そこに誤解が生じるようでは困るので、これはまた今後、今の庄司委員と高橋委員のようなご議論があるということを踏まえて、表現について研究すべきであると思いますので、どうぞご理解ください。

ほかにいかがでしょうか。

福沢委員 今、会長から一般の方がお読みになるということをお話しいただいたわけですが、同じ意味で言いますと、41ページの「『ジェンダー・フリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することのないよう配慮する必要もあります。」という記述ですが、これは本来であれば、「ジェンダー・フリー」という言葉自体は、性差の否定でもなければ、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すということではありませんので、「ジェンダー・フリー」という言葉を使って、このようなことのないように、と素直に解釈すればそうなのかもしれないのですが、曲解するとジェンダー・フリーというのは実は性差を否定したりするものなのだ、男らしさ、女らしさの区別をなくして人間の中性化を目指すことなのだと思ってしまう人も出てくるのではないかと思うので、私としては、この部分は非常にトリッキーな部分だと考えております。ですから、本来であれば、この部分を引用すること自体が適切だったのかどうかということももっと慎重に考えるべきだったのだらうと私個人は思っております。ここで載ってしまったということで、この脚注のところでも少しこれは心遣いをいただいたと思うのですが、今後このような形で誤解を招くような形での引用ということについては、やはりこれはもう少し慎重にならざるを得ないのではないかとということも感じました。

福原会長 ありがとうございます。そのとおりですね。これを書きかえようと言ったのですが、結局修文ができなかったので、依然として誤解を生むようなものが残ってしまったわけです。これだと間違うから、書き直しましょうと言っても、書き直しができなかったのが今までの現状です。ですから、ご指摘のようなことがあるということはこの場の皆さんだけでもご理解いただいて、これから先、いろいろなものが書かれるときに、ではどうしたらいいのかということで、次の段階でぜひ直していきたいと思っておりますので、どうぞ

これもご理解をいただきたいと思います。

ほかにございませんか。

もしなければ、とりあえず事務局から今後の予定などについてご説明をいただこうと思います。いろいろ今までのご意見ありがとうございます。

産形参事 それでは、今後の予定についてご説明いたします。

ご審議いただきましたこの答申をもとに、年度内に行動計画を改定する予定でございます。また、知事からの諮問事項でございます行動計画改定にあたっての基本的考え方につきましては、本日審議が終了したわけでございますけれども、先ほど会長からもお話がございましたが、条例では、この審議会は、行動計画に関する審議だけでなく、男女平等参画に関する重要事項を調査・審議することになっております。委員の皆様の任期は2年間です。今後のご在任期間の中で新たなテーマとか、そういうものについてご検討をお願いする場合もあろうかと思えます。その節はまた会長と相談させていただいて、委員の皆様にご連絡させていただきますので、さらなるお力添えを賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

福原会長 お聞きのとおりでありまして、今、答申がやっとできまして、これから都のほうで行動計画をおつくりになるということになります。今いろいろご意見がありましたように、サービスのことについても、正社員のことについても、あるいはジェンダー・フリーについてもまだ若干の問題が残っているかと思うので、時に応じて皆様のお知恵なり、あるいはお力をいただい、行動計画に移したいと考えております。そういうことになると、2年間の任期の間にまた1回か2回、あるいは3回かわかりませんが、皆様にお集まりをいただい、資料をお渡しして何かご意見をいただくということがあり得ると思えますので、どうぞご了承いただきたいと思えます。これは私が決めたわけではなくて、そういうことになっているそうなので、よろしくお願いをいたします。

あと、ご質問ございませんでしょうか。

有手会長代理から、今までの感想について一言まとめていただくとありがたいのですが。

有手会長代理 皆様のご意見につきましては、再度、議事録を読まさせていただき、ご発言の背景をいろいろ考え、起草委員会で議論しながらこういう形で答申をまとめさせていただきます。この間、会長はじめ委員の皆様方には本当にお世話になりまして、あり

がとうございました。

この答申の後、行動計画をつくるということでございますけれども、これは行政が行動計画を印刷すれば終わるというものではなくて、それは始まりのようなものだと思います。今回の答申の内容が完璧にできているかというのと、そうでもない面もあろうかと思えます。ただ、一つの議論のたたき台とか糸口としましては、かなりの分野にそれなりの触れ方をしているので、これを一つのベースにして、これから行政、それから議会、民間の会社経営から、地域活動まで、いろいろな場で議論する参考資料として活用され、一つの国民のコンセンサスの基盤にしていただければと思います。今、大変な時代がきています。これからの10年間に日本としてどのような取組をしていくかということが、国民にとって本当に大きな展望につながるか、落胆につながるか、非常に大事な時期です。ぜひこの答申を都民の方にも広く理解していただいて、それぞれの分野で議論し、結果として、よりよい日本が築かれるように、よりよい個人の満足が得られるように、ぜひ生かしていただきたい。それを切に願っております。この間、本当に皆様方にいろいろな面で支えていただきまして、どうもありがとうございました。

福原会長 ありがとうございました。有手さんにまとめをいただきましたけれども、重ね重ね皆様に参加していただいてご苦勞をお願いしたことについて、私からもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、皆様、もしよろしければ、これをもちまして東京都男女平等参画審議会の第7回の総会を閉会させていただきたいと思えます。予定時間より若干早めでございますけれども、かなりなご議論をいただきましたので、これで閉会をさせていただきたいと思えます。これまで7回にわたって熱心にご討議に参加いただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

午後7時00分閉会